



2025年1月22日

各位

会社名 岡野バルブ製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡野武治
(コード番号 6492 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役最高財務責任者 木村浩一
(TEL 093-372-9215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年1月22日開催の取締役会において、2025年2月27日開催予定の当社第125回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

連結子会社と決算月を統一することで、経営情報の適時・適格な開示により経営の透明性の向上を図るため、当社の決算期を現在の毎年11月30日から毎年9月30日に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第12条（招集） 当社の定時株主総会は毎年 <u>2</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第12条（招集） 当社の定時株主総会は毎年 <u>12</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第13条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。	第13条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。
第14条～第30条（省略）	第14条～第30条（現行どおり）
第31条（事業年度）	第31条（事業年度）

<p>当社の事業年度は、毎年 <u>12月1日</u> から翌年 <u>11月30日</u> までの1年とする。</p> <p>第32条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。</p> <p>第33条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>5月31日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>当社の事業年度は、毎年 <u>10月1日</u> から翌年 <u>9月30日</u> までの1年とする。</p> <p>第32条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。</p> <p>第33条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>3月31日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附則 <u>第3条（事業年度の変更に関する経過措置）</u> <u>定款第31条（事業年度）の規定にかかわらず、2024年12月1日から始まる第126期事業年度は、2025年9月30日までの10ヶ月間とする。</u> <u>2. 定款第33条（中間配当）の規定にかかわらず、第126期事業年度の中間配当の基準日は、2025年5月31日とする。</u> <u>3. 本条は、第126期の事業年度経過後、これを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年2月27日
定款変更の効力発生日	2025年2月27日

以上